平成26年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長) その他)

No 34 府 省 庁 名 国土交通省 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他(都市計画税) 対象税目 要望 成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る特例措置の延長 項目名 ・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 要望内容 成田国際空港株式会社が所有する以下の固定資産 ①基本施設(滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン)の用に供する土地及び構築物 (概要) ②航空保安施設の用に供する固定資産 特例措置の内容 現在講じられている成田国際空港株式会社が所有する業務用固定資産にかかる固定資産税及び都市計画税 の課税標準の特例措置(5分の4)について、その適用期限を平成27年度まで延長する。 関係条文 地方税法附則第 15 条第 18 項 地方税法施行令附則第 11 条第 20 項 [平年度] - (▲677) 減収 [初年度] - (▲677) 見込額 [改正増減収額] +200 (単位:百万円) (1) 政策目的 我が国の国際線のメイン空港である成田国際空港(以下「成田空港」という)の設置・管理という、極めて公益 要望理由 性の高い事業を行い、国が100%の出資を行っている成田国際空港株式会社(以下「成田会社」という。)の経 営安定化を図り、成田空港の容量拡大・機能強化を着実に実施することにより、成田空港のアジアのハブ空港とし ての地位確立を図り、我が国の更なる成長につなげる。 (2) 施策の必要性 ・成田空港を含む首都圏空港は、我が国の中心的な玄関口として、我が国の成長の牽引車の役割を果たす基幹的な インフラである。首都圏空港の機能強化は、我が国の更なる成長のために不可欠であり、日本再興戦略(平成 25年6月14日閣議決定)においても、ヒト、モノ、カネの活性化の基盤となる立地競争力強化策の一つに位置 づけられているとともに、今後、国家戦略特区の一つとして取組みを検討していくこととされている。 ・成田空港は、本来は国が設置・管理を行うべき空港であるが、当該空港の設置・管理を効率的に行うため成田会 社が行うこととされているものであり (空港法第4条)、空港管理者である成田会社の経営安定化を図る公益性 ・成田空港を取り巻く世界的な空港間競争は激化しており、成田会社としても中期経営計画の中で「選ばれる空港 づくり」を基本戦略の一つとして掲げ、成田空港の容量拡大・機能強化の実現に向けて多額の設備投資(駐機場、 ターミナル等)を予定している。今後、設備投資を着実に実施し、成田空港の競争力を強化するためにも、本特 例措置により成田会社の負担を軽減し、成田会社の経営安定化を図る必要がある。 ・成田会社の経営の在り方については、「規制・制度改革に係る方針」(平成 23 年4月8日閣議決定) において、 「今後、首都圏空港における容量拡充の推移、全国の空港経営の在り方に関する議論も踏まえ、成田国際空港の アジアにおけるハブ空港としての地位確立に向けて、民営化戦略、手順が検討されるべきである」とされており、 新関空会社や他の全国空港におけるコンセッション方式を含む空港経営改革の状況等を踏まえて、今後所要の検 討を行うこととしている。そのため、本特例措置についても、上記検討の結論が出され、措置されるまでの間に ついては、国が成田会社の全株式を保有することとなり、成田会社の法人の性格は、他の国際空港の管理会社(新 関西国際空港株式会社・中部国際空港株式会社)と同様である(現在、新関西国際空港株式会社・中部国際空港 株式会社については、課税標準2分の1で恒久の特例措置が認められている)。 ・以上のことから、成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る特例措置を維持することが必要であ る。 本要望に 対応する 縮減案 ページ 34 - 1

<u> </u>	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	
	政策の 達成目標	平成26年度中に、成田空港の年間発着容量を現在の27万回から30万回まで拡大し、専用ターミナル整備によるLCC受入体制の整備、国内線の拡充による内際乗継機能の強化等の機能強化を行うことで、アジアのハブ空港としての地位を確立する。
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	延長期間:2年間(平成27年度まで)
	同上の期間中 の達成目標	成田国際空港の年間発着容量を現在の 27 万回から 30 万回への容量拡大に必要な設備投資を着実に実施するとともに、LCC対応のターミナル整備等により更なる機能強化、利便性の向上を進める。
	政策目標の 達成状況	現在、年間発着容量30万回化に向けて、専用ターミナル整備によるLCCの受入体制の整備や更なる駐機場の整備、管制方式の高度化等の取組みを進めているところ。
有効性	要望の措置の 適用見込み	適用事業者:成田国際空港株式会社
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	・成田国際空港の容量拡大・機能強化を行うためには、多額の設備投資(駐機場、ターミナル等)が必要となり、空港間競争が激化する中で、本特例措置により成田会社の負担を軽減することにより、設備投資の着実な実施を図り、容量拡大(平成26年度中に30万回まで拡大)の実現及び更なる機能強化が可能となる。 ・上記の成田国際空港の容量拡大・機能強化による国際競争力の強化により、空港周辺自治体の経済活性化に大きく寄与する。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	・特別土地保有税の非課税措置(地方税法第 586 条第 2 項第 23 号) ・不動産取得税の非課税措置(地方税法第 73 条の 4 第 1 項第 23 号)
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	政策評価体系での位置付け:「施策目標 24 航空交通ネットワークを強化する」 上記項目の平成 25 年度予算額:1,810 億円(うち、成田国際空港関係の予算額 54 億円)
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	・上記予算措置の役割:国が行う管制業務について、管制方式の高度化や施設の拡充整備を行うことで、成田空港の容量拡大・機能強化を図る。 ・本特例措置の役割:成田会社の経営安定化を図り、成田会社が行う基本施設等の整備を着実に実施させることで、成田空港の容量拡大・機能強化を図る。
	要望の措置の妥当性	成田国際空港は、空港法上、本来であれば国が設置・管理を行うものとされているが、経営の効率化等の観点から成田会社が国に代わって設置・管理を行っているものである。現在、他の国際空港を設置管理する特殊会社については、特例措置(新関西国際空港会社、中部国際空港会社については、課税標準2分の1の恒久措置)が設けられており、成田会社に係る特例措置を継続することは妥当である。なお、国管理空港や地方管理空港についても、当該空港が所在する市町村に対して国有財産等所在市町村交付金(交付金額は固定資産価格の2分の1に1.4%を乗じた額)が交付されている。また、成田国際空港は、国の国際ネットワークの拠点であるとともに、地域経済、地域の環境対策の要としての役割を担っており、成田国際空港の更なる容量拡大・機能強化は、地域経済の更なる活性化をもたらすものである。なお、本特例措置の適用対象者は成田会社のみであるが、そもそも本特例措置は、特殊会社である成田会社について、①公団から特殊会社への経営形態の変更に伴う激変緩和、②経営安定化、③国際競争力の維持等の観点から、一定の軽減措置が認められたものであり、創設当初から成田会社のために設けられたものである。
	ページ	3 4—2

税負担軽減措置等の 適用実績	平成 21 年度 1,069 平成 22 年度 849 平成 23 年度 846 平成 24 年度 647 平成 25 年度 646 (単位:百万円)
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	適用総額の種類:課税標準(固定資産の価格) 適用総額:60,415,459(千円)
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	 ・成田国際空港の容量拡大・機能強化を行うためには、多額の設備投資(誘導路、エプロン等)が必要となり、空港間競争が激化する中で、本特例措置により成田会社の負担を軽減することで、設備投資の着実な実施が可能となり、容量拡大(平成26年度中に30万回まで拡大)及び更なる機能強化の実現が可能となる。 ・上記の成田国際空港の容量拡大・機能強化による国際競争力の強化は、空港周辺自治体の経済活性化に大きく寄与。
前回要望時の 達成目標	新たな誘導路の整備等更なる空港容量拡大に必要な施設の整備 →・発着容量が 22 万回から 27 万回へ拡大 (平成 25 年 3 月~) ・27 万回化と合わせ、成田空港においてオープンスカイを実現
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	_
これまでの要望経緯	創設 昭和 40 年度(恒久措置)※特例率 1/2 延長 平成 16 年度(平成 20 年 3 月まで) ※特殊会社化(株式会社)に伴い特例率 1/2 のまま時限措置化 延長 平成 20 年度(平成 22 年 3 月まで) ※特例率を 1/2 から 2/3 に縮減し延長 延長 平成 22 年度(平成 24 年 3 月まで) ※特例率を 2/3 から 3/4 に縮減し延長 延長 平成 24 年度(平成 26 年 3 月まで) ※特例率を 3/4 から 4/5 に縮減し延長
ページ	34—3